

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる日は、その翌日が休日のときは、その翌日と同日)

## 告 示

鳥取県告示第百三十五号

### ◇告 示

#### 目 次

解除予定の保安林

ク

土地改良区の合併の認可

土地改良事業計画の適否の決定

ク ク ク ク ク ク ク

道路の位置の指定

### 三 告 示

#### 二 二 二

水源のかん養

### 二 告 示

#### 一 一 一

#### 一 一 一

解除の理由

#### 一 一 一

#### 一 一 一

保安林として指定された目的

#### 一 一 一

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七十二条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十二月二十六日付で西伯郡西伯町大字綱屋一、二五七番地西伯町土地改良区設立委員影井信夫ほか十六人の者から申請のあつた同上二地又は三、去る二月二地又は三、天主二地又は三、元一裏二地

改良区、藤井手土地改良区、大园村第一土地改良区、大园第二土地改良区、大园第三土地改良区及び法勝寺土地改良区が合併して西伯町土地改良区を設立することについては、昭和四十六年二月一日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事  
石  
破  
二  
朗

一 合併により設立する土地改良区

西伯町土地改良区

## 二 合併により解散する土地改良区

絹屋土地改良区

法勝寺南土地改良区

天律士地改良又

七  
丁  
要  
土  
地  
改  
良

藤井手土地良又

大國財寧

人地村第一土地改良区

鳥取県告示第百三十八号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあつた土地改良（福美実地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日  
鳥取県知事 石破 二朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から三十日間

### 三　縦覽に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあつた土地改良（中石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年二月二十四日から二十日間  
三 縦覧に供する場所  
日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百四十一号

昭和四十六年一月四日付で日南町長から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

## 鳥取県告示第百四十二号

昭和四十五年十二月二十六日付で大栄町長から申請のあつた土地改良（妻波地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

大栄町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十六年二月二十四日から二十日間  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百四十四号

昭和四十五年九月二十三日付で名和町長から申請のあつた土地改良（陣構地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

## 鳥取県告示第百四十三号

昭和四十五年十一月四日付で日野町長から申請のあつた土地改良（本郷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年二月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

昭和四十六年二月二十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年二月二十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年二月二十三日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

名和町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年二月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申 所 及 び 氏 名 の 住 所	道 路 の 位 置 の 振 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
境港市明治町 大山産業 株式会社 代表取締役 松本 豊	米子市河崎字三柳境沖一 沖通り五三ノ一 六〇ノ一 六五ノ二 大水落沖三三二五ノ七四 兩三柳字河崎四三六〇ノ一 三保向比 四五四三ノ三五	幅員 四・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六〇ノ一 一四五三・五〇メートル 延長